

第2節

防衛省・自衛隊と地域社会・国民とのかかわり

防衛省・自衛隊の様々な活動は、防衛省・自衛隊のみですべてを行えるものではない。国民一人ひとり、そして地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となる。新防衛大綱は、各種事態において自衛隊が的確に対処するため、地方公共団体、警察・消防機関などとの関係機関との連携を一層強化することとしている。また、防衛省・自

衛隊は、民生支援として様々な協力活動を行うとともに、防衛施設¹の設置・運用が周辺住民の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするよう努めている。こうした活動は、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献している。

1 地域コミュニティとの連携

1 市民生活の中での活動や社会に貢献する活動

自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、国民とかわる様々な分野で、民生支援活動を行っている。これらの活動は、国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるものでもあり、日頃から国民生活に役立っているという誇りと自信を隊員に与えている。

陸自は、今日なお、全国各地で発見されている不発弾の処理にあたっており、平成25年度の処理実績は約1,560件、重量にして約57.1トンで、沖縄県での処理量が全体の約40%を占めている。海自も、機雷などの除去・処理を行っており、平成25年度の処理実績は約333個、重量にして約4.8トンであった。また、全国の駐屯地や基地の多くでは、地方公共団体からの要請や近隣住民からの声に応じて、部隊活動に支障のない範囲で施設を開放している。さらに、

音楽隊が各地の学校を訪問し、吹奏楽部員などに対する演奏指導を行うなど、地域住民との交流に努めている。

上記に加え、防衛省・自衛隊では、たとえば関係機関からの依頼に基づき、マラソン大会や駅伝大会など各種の運動競技会などにおいて輸送や通信などの支援を行っている。また、防衛医科大学校や一部の自衛隊病院において一般診療を実施しているとともに、医療施設が不足している南西諸島、五島列島、伊豆大島、小笠原諸島などの離島の救急患者を自衛隊の救難機などにより緊急輸送するなど地域医療を支えている。さらに、中小企業者に関する国などの契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図っていく。

参照 資料70（市民生活の中での活動）、資料71（社会に貢献する活動）



回収した機雷および爆発性危険物を硫黄島で処理する海自掃海艇



国立競技場ファイナルイベントで50年ぶりに国立競技場上空を飛行するブルーインパルス（14（平成26）年5月31日）

1 自衛隊が使用する施設と日米安保条約に基づき日米軍が使用する施設・区域の総称であり、演習場、飛行場、港湾、通信施設、営舎、倉庫、弾薬庫、燃料庫などを指す。

Q&A

地域コミュニティとのつながり



自衛隊はどのような形で、地域コミュニティに協力しているのですか？



毎年200万人以上の観光客が訪れる「さっぽろ雪まつり」への陸自北部方面隊の雪像制作協力は、55（昭和30）年の第6回から現在まで継続しています。例年、約1か月かけての大雪像制作、補修、雪輸送などで、のべ約15,000人を動員しています。このように北部方面隊は雪まつり開催に欠かせない存在となっており、これからも「さっぽろ雪まつり」に協力し、地域との関係を一層強化していきます。



雪像「スルタン・アブドゥル・サマド・ビル」の制作



沖縄に所在する海自第5航空群は、訓練のために青森県の八戸航空基地に進出した機会を活用して、現地隊員の協力のもと、毎年、八甲田山の雪をP-3C哨戒機で持ち帰り、沖縄県内の小学校、養護施設、児童館などに寄贈しています。沖縄では雪が降らないため、ほとんどの子供たちが本物の雪を見るのが初めてで、隊員と一緒に雪だるまを作ったり、雪の上に寝ころんだり心ゆくまで雪の感触を楽しんでいました。その一方で、青森県八戸市の児童には、沖縄特産のさとうきびを沖縄の味として届けています。

このように、那覇と八戸の子供たちの笑顔を結ぶ架け橋としても、海自のP-3C哨戒機は活躍しています。



八甲田山の雪で遊ぶ
宮古島市上野小学校生徒



沖縄においては、基地周辺自治体および周辺住民との良好な関係を構築し、防衛に対する理解と信頼を得ることが特に重要と考えています。このため、空自那覇基地では、糸満市摩文仁の丘・豊見城市瀬長島などの清掃作業へのボランティア活動、那覇市那覇ハーリー、エイサーなどの沖縄伝統行事への真摯な取組により融和、信頼感の醸成を図っています。



那覇ハーリーに参加する空自隊員

2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

(1) 自衛官の募集および就職援護への協力

昨今の厳しい募集環境および雇用情勢の中、より質の高い人材を確保し、また、比較的若い年齢で退職する自衛官が再就職しやすいようにするためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

(2) 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、すべての都道府県に所在し、地域社会と密接なかかわりを持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣など各種の活動を行うためには、地方公共団体などとの緊密な調整など地元からの様々な支援・協力が不可欠である。また、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派遣にかかる手続きの支援・

協力を受けている。

こうした地元からの支援・協力活動に加え、国際平和協力業務などに従事する隊員に対しても、国民からの激励の手紙などが多数寄せられている。これらは、隊員の士気を高め、自衛隊が国民とともにあることへの自覚を強くするものである。

3 地方公共団体および地域住民の理解および協力を確保するための施策

地方防衛局は、部隊や地方協力本部などと連携し、様々な施策を通じて地方との協力関係の構築に努めている。

具体的には、防衛政策について広く理解を得るため、地域住民を対象とした防衛問題セミナーの開催や、地方公共団体などに対して防衛白書の説明を行っているほか、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者やその家族がスポーツや文化を通して交流する日米交流事業を行っている。また、米軍再編や自衛隊の部隊改編、装備品の配備、訓練などを実施する際、関係する地方公共団体などに対し、これらの施策についての理解を得るために必要な説明や調整を実施している。さらに、大規模災害などの各種事態や事件・事故の発生の際には、必要に応じて、関係する地方公共団体などとの連絡調整にあたっている。たとえば、12(平成24)年4月および12月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に際しては、ペトリオットPAC-3部隊の沖縄県および首都圏への展開について、本省および部隊などと連携しつつ、関係する地方公共団体などとの連絡調整を実施した。

4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

(1) 防衛施設の規模と特徴

防衛施設は、演習場、飛行場、港湾、営舎など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。防衛施設の土地面積は、14(同26)年1月1日現在、約1,400平方キロメートル(自衛隊施設の土地面積、在日米軍施設・区域(専用施設)の土地面積および日米地位協定により在日米軍が共同使用している自衛隊施設以外の施設の土地面積の合計)であり、国土面積の約0.37%を占める。このうち、自衛隊施設の土地面積の約42%が北海道に所在する。また、用途別では、演習場が全体の約75%を占める。一方、

在日米軍施設・区域(専用施設)の土地面積のうち約24%は、日米地位協定により自衛隊が共同使用している。また、わが国の地理的特性から、狭い平野部に都市や諸産業施設と防衛施設が競合して存在している場合もある。特に、経済発展の過程で多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

参照 図表Ⅳ-2-2-1(自衛隊施設(土地)の状況)

図表Ⅳ-2-2-2(在日米軍施設・区域(専用施設)の状況)

(2) 防衛施設と周辺地域との調和を図るための取組

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、わが国の安全保障に欠くことのできないものである。その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。このため防衛省は、74(昭和49)年来、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(環境整備法)などにに基づき、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を行ってきたところである。

参照 図表Ⅳ-2-2-3(防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策)、資料72(防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要)

ア 環境整備法の施策

自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる航空機騒音などの障害について、防衛省は環境整備法に基づき、その防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。

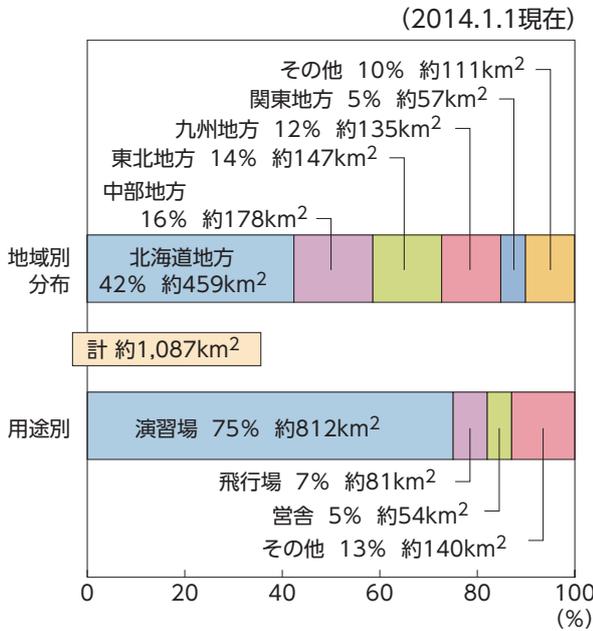
同法に基づく施策については、関係地方公共団体などから充実の要望が強いことなどを踏まえ、11(平成23)年に同法を一部改正し、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、従来の公共用の施設の整備に加え、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付を可能とし、関係地方公共団体にとってより使い勝手のよい、より効果的な措置とするための見直しを行ったほか、交付対象となる特定防衛施設として指定することができる防衛施設の追加などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実施し、工事のさらなる進捗を図っている。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、13（同25）年11月に実施された行政事業レビューにおいて、「交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せなどへの交付対象の厳格化、PDCAサイクル²に関する具体的なルールの策定など、防衛省としてもPDCAサイクルを徹底させる取組を進め

るべきではないか。併せて、交付金に関する地域住民への周知を高める活動も徹底すべきではないか。」と取りまとめられたことを踏まえ、これらを徹底するための取組を行い、交付金の効果の向上を図っている。

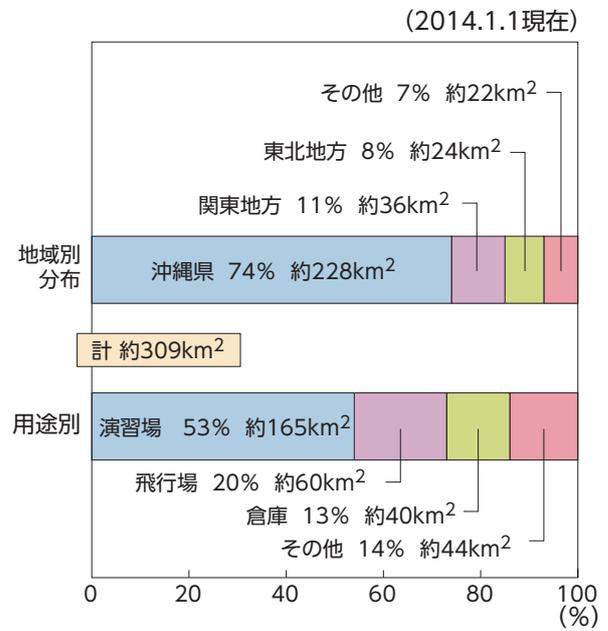
参照 資料73（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正）

図表IV-2-2-1 自衛隊施設(土地)の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表IV-2-2-2 在日米軍施設・区域(専用施設)の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表IV-2-2-3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ○住宅
	移転補償など	○建物の移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	○植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	○用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	○道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ○農業用施設、漁業用施設など
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など※

※環境整備法の一部改正(11(平成23)年4月27日施行)により新たに追加

2 業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という四段階の活動を繰り返すことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと

イ 今後の防衛施設と周辺地域との調和を図るための検討
防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

参照 図表Ⅳ-2-2-4(平成26年度基地周辺対策費(歳出ベース))

図表Ⅳ-2-2-4 平成26年度基地周辺対策費(歳出ベース)

(単位:億円)

事 項	本土分	沖縄分
障害防止事業	111	20
騒音防止事業	442	95
移転措置	41	2
民生安定助成事業	192	19
道路改修事業	59	11
周辺整備調整交付金	166	29
その他事業	17	4

2 在日米軍の駐留にかかる地元負担軽減に向けた取組

① 駐留軍用地跡地利用への取組

沖縄県における駐留軍用地の返還については、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」において、返還が合意された駐留軍用地に対する各種の措置を規定している。主に防衛省においては、①返還が合意された駐留軍用地への県、市町村による調査などのための立入りにかかるあっせん、②駐留軍用地跡地の所有者に引き渡す前に、当該土地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去などの跡地を利用するうえでの支障除去措置の実施、③跡地の所有者の負担の軽減を図り土地の利用の

推進に資するための給付金の支給を行っている。

防衛省としては、今後とも、関係府省や県、市町村と連携・協力し、跡地利用の有効かつ適切な利用の推進に取り組むこととしている。

② 在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策

(1) 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全への取組

00(平成12)年9月の「2+2」会合において、両国政府は、環境保護が重要であるとの認識のもと、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」³を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には日本環境管理基準⁴(JEGS)の定期的見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について、関係省庁が連携して取り組んでいる。

また、10(同22)年5月の「2+2」会合では、「緑の同盟」のアプローチをとる可能性について議論がなされ、日本国内において整備中の米国の基地に再生可能エネルギーの技術を導入する方法を、在日米軍駐留経費負担(HNS)の一構成要素とすることを含め検討された。その結果は、在日米軍駐留経費負担の包括的見直しに反映されている。



キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の跡地利用に際し
境界杭を設置する武田防衛副大臣(中央左)

3 ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議の四項目からなる。

4 日本環境管理基準とは、在日米軍の部隊と施設が人の健康と自然環境を保護することを保証する目的で在日米軍により作成された環境基準であり、施設・区域内の環境汚染物質の取り扱い、保管方法などを定めたもの

さらに、13（同25）年12月25日には、日米両政府が「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表」を公表した。両政府は、在日米軍施設・区域に関連する環境の管理に一層取り組むための枠組みの作成に向けた協議を開始し、日米地位協定を補足する協定の作成を含めて協議を行っている。

普天間飛行場代替施設建設事業の実施に関しては、環境への影響をできる限り回避または軽減するため、ウミガメ類の上陸・産卵に適した環境条件の整備の検討および実施、サンゴ類および海草類の移植、航空機による定期的なジュゴンの生息確認および埋立土砂の調達に本事業の有無にかかわらず発生する岩ズリ⁵の使用など事業者として最大限の環境保全措置などを講ずるほか、事後調査などを充実することとした。なお、これら環境保全の取組については、沖縄県知事からの埋立承認時に付された留意事項を踏まえ、環境監視等委員会を設置し、専門家などの指導・助言を得ながら行うとともに、必要に応じて環境保全措置の改善や調査範囲の拡大を図るなど環境の保全に万全を期すこととした。

(2) その他の措置

わが国は、在日米軍施設・区域の周辺地域の生活環境な

どの整備のための措置を行っている。また、市町村に対し、固定資産税の代替的性格を有する基地交付金⁶などを交付している。

参照 IV部2章2節1項4（防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策）

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域において、米軍人などによる事件・事故が地域や住民に影響を与えており、政府は、米軍に対し、軍人などの教育や綱紀粛正といった再発防止策について実効性のある措置を講ずるよう求めている。また、こうした再発防止策に協力するとともに、事件・事故による被害に対し迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

12（同24）年10月に沖縄で起きた2名の米海軍軍人による集団強姦致傷事件を受け、米側は、勤務時間外行動の指針（リバティ制度）の検証などを行い、13（同25）年2月には、新たなリバティ制度を導入した。米軍人などによる事件・事故の防止については、関係者による不断の取組が重要であり、防衛省としても、地元や関係機関などの意見を踏まえつつ、引き続き、米軍人による事件、事故の防止に努力していく。

3 情報発信や情報公開など

① 様々な広報活動

わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。このため、分かりやすい広報活動を積極的に行い、国民の信頼と協力を得ていくことが重要である。

防衛省・自衛隊の活動の場は、南スーダン共和国における国際平和協力活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、東日本大震災における災害派遣など、国内外に広がっており、自衛隊に対する国民からの期待と評価が高まっている。

この点、内閣府の世論調査（12（平成24）年1月調査）では、自衛隊に対する印象について、「良い印象を持っている」⁷と回答した者が、91.7%と調査開始以来最高となった。また、東日本大震災における自衛隊の災害派遣を「評価する」⁸と回答した者が97.7%、自衛隊の海外での活動を「評価する」⁹と回答した者が87.4%となっている。

こうした防衛省・自衛隊の活動の活発化や国民の自衛隊に対する高い期待と支持を踏まえ、今後も様々な広報活動を通じて自衛隊の実態がより理解されるよう努めていく。

参照 資料74（「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋）

5 採石場において砕石生産を行う場合などに生じる副産物

6 総務省が交付する。

7 「良い印象を持っている」とは「良い印象を持っている」および「どちらかと言えば良い印象をもっている」の合計である。

8・9 「評価する」とは「大いに評価する」および「ある程度評価する」の合計である。



車座ふるさとトーク（鹿児島県薩摩川内市）において
地域住民と意見交換する木原防衛大臣政務官



平成25年度広報担当者会議で挨拶する若宮防衛大臣政務官

(1) ホームページ、パンフレットなど

防衛省・自衛隊は、インターネットによる情報提供・意見聴取、広報ビデオの配信、各自衛隊の広報コマーシャル・フィルムの放映を行うなど、各種メディアを活用した広報に取り組んでいる。FacebookやTwitterといったソーシャルメディアを活用した情報発信を強化しているとともに、防衛省ホームページの一部をスマートフォンでの閲覧用に最適化して利用者に提供している。

また、防衛省の政策や自衛隊の活動などを説明したパンフレット、広報ビデオおよび青少年を対象とした『まんがで読む防衛白書』などの作成、報道機関への取材協力、広報誌『MAMOR（マモル）』への編集協力など、自衛隊や防衛に関する正確な情報を、より広く適時に国民各層へ提供するよう努めている。

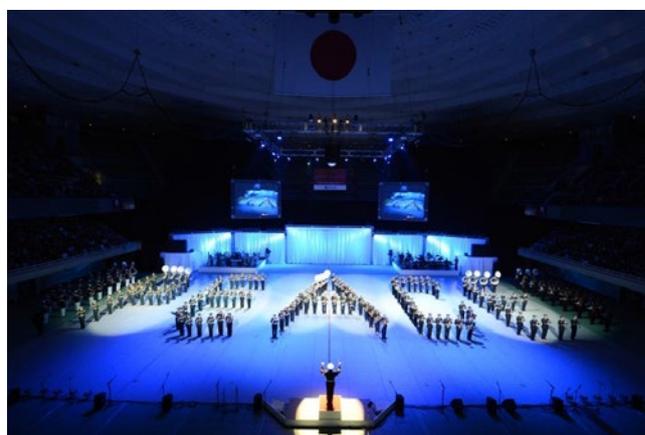
さらに、自衛隊の海外における活動の活発化にともない、

国際社会の防衛省・自衛隊への関心が高まっている状況も踏まえ、英文広報パンフレット『Japan Defense Focus』を毎月発行し、在日の各国大使館や在外公館などへの配布を通じて、諸外国の人々にも防衛省・自衛隊の取組について理解を得るための努力を行っている。このほか、海外メディアの記者会見への参加といった取材機会の提供、防衛省ホームページの英文サイトの充実、英語版防衛白書および各種政策パンフレット・広報ビデオの英語版の作成など、国際社会に向けて情報を発信するための取組も積極的に行っている。

参照 巻末資料（あなたと防衛省・自衛隊をむすぶ窓口）

(2) イベント・広報施設など

防衛省・自衛隊は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている。この活動には、毎年富士山麓で行われる陸自の富士総合火力演習や、各地での海自の艦艇による体験航海、空自の基地航空祭での航空機による展示飛行や体験搭乗などがある。また、全国に所在する駐屯地や基地などでは、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学、音楽隊によるコンサートなどを行うとともに、地元の協力を得て、市中での徒歩、車両によるパレードを行っている例もある。さらに、自衛隊記念日記念行事の一環として、自衛隊音楽まつりを日本武道館で毎年開催しており、13（同25）年は、のべ約3万5,000人が来場した。



日本武道館において行われた平成25年度自衛隊音楽まつりの様子



平成25年度自衛隊観閲式の様子

また、陸・海・空自が交互に主担当となって観閲式、観艦式、航空観閲式を行い、自衛隊の装備や訓練の成果を国民に紹介しており、13（同25）年は陸自朝霞訓練場において観閲式を行い、総合予行を含め約33,000人が来場した。なお、14（同26）年は、空自創設60周年記念式典を5月に実施したほか、百里基地において防衛省・自衛隊60周年記念航空観閲式を10月下旬に計画している。

参照 巻末資料（自衛隊の各種イベントのご案内）

さらに、広報施設の公開にも積極的に取り組んでおり、市ヶ谷地区内の施設を誰でも見学できるよう、平日の午前・午後の1日2回、ツアー形式により公開している。14（同26）年6月末現在までに約34万人の見学者が訪れている。



空自創設60周年記念式典の様子（14（平成26）年5月25日）



空自創設60周年を記念するポスター



自衛隊が撮影協力を行った作品など



このほか、映画撮影協力(「救いたい」、「絆 再びの空へ」、「THE NEXT GENERATION -PATLABOR-」および「国難 3.11 東日本大震災」)を実施している。

さらに、各自衛隊は、大規模広報施設を設けているほか、全国の駐屯地や基地の広報館や史料館も公開している。

また、近年、東日本大震災などの被災地の中学校や高等学校の生徒が、災害派遣に対する謝意を伝えるため、防衛省を訪問することがある。防衛省は、このような機会をとらえ、市ヶ谷記念館に案内するなど、青少年層の防衛問題に関する理解促進に努めている。

参照 巻末資料 (主な防衛省・自衛隊広報施設のご案内)

(3) 隊内生活体験

防衛省・自衛隊は、自衛隊生活体験ツアー¹⁰や、民間企業などからの依頼を受けて隊内生活体験¹¹を行っている。これらは、自衛隊の駐屯地や基地に2~3日間宿泊するなど、隊員と同様の日課で自衛隊の生活や訓練を体験するとともに、隊員とじかに接することにより、自衛隊に対する理解を一層深めていただくものである。平成25年度は各種自衛隊生活体験ツアーに約170人が参加した。企業などからは約1,300件の隊内生活体験の依頼を受け、約27,000人が隊内生活を体験した。



13 (平成25)年8月に空自三沢基地において行われた大学生等サマーツアーの様子

2 情報公開などへの取組

(1) 情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用

防衛省では、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、保有する行政文書の開示を行っている。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人の権利を保護するため、保有する個人情報の安全確保などの措置を講ずるとともに、保有個人情報の開示などを行っている。

参照 資料75(防衛省における情報公開の実績(平成25年度))、巻末資料(防衛省の情報公開・個人情報保護窓口)

(2) 公益通報者保護制度の適切な運用

防衛省では、内部の職員などからの公益通報を処理する制度と外部の労働者からの公益通報を処理する制度を整備し、それぞれの窓口を設置して公益通報の処理および公益通報者の保護などを行っている。

(3) 政策評価への取組

防衛省は、政策評価制度に基づき各種施策について評価を行っており、平成25年度には「日豪・日米豪の防衛協力に関する体制強化」をはじめ24件の政策評価を行った。

10 「大学生等を対象としたサマーツアー・スプリングツアー」、「パセリちゃんツアー」、「女性のための自衛隊1日見学」の公募を防衛省・自衛隊ホームページなどで行っている。

11 陸・海・空自の生活を体験するツアーであり、自衛隊地方協力本部が窓口となって実施している。

解説

歴史的建造物の紹介



自衛隊には数多くの歴史的建造物がある。陸自善通寺駐屯地（香川県）の乃木館（1898（明治31）年建築）、習志野駐屯地（千葉県）の陸軍騎兵学校（1911（明治44）年建築）などは代表的な例である。

このほか、陸自新発田駐屯地（新潟県）に隣接した白壁兵舎広報史料館は、1874（明治7）年に陸軍東京鎮台歩兵第八番大隊分屯営の兵舎として建築されたもので、きわめて古く、歴史的価値の高いものである。この建物は、日本の伝統工法で建築されているが、フランス式の兵制や建築様式も取り入れられ、その面影が随所に残っている。特に、「和の様式と西洋の様式の折衷」、「日本の建築技術の発展段階を示す小屋組」は建築学的に評価され、可能な限り当時の状態で残されている。また、兵舎内には、江戸時代に同駐屯地一帯を治めていた大名溝口家、明治から戦前まで駐屯していた旧陸軍歩兵第16聯隊、戦後から現在まで駐屯している陸自第30普通科連隊などに関する資料が所蔵されており、建造物も含め、一般に公開している。



白壁兵舎広報史料館の
小屋組（陸自新発田駐屯地）



陸軍騎兵学校（陸自習志野駐屯地）



乃木館（陸自善通寺駐屯地）

皆様の近くにある駐屯地・基地にも歴史的建造物があるかもしれません。探してみたいはいかがでしょうか。

解説

東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組



防衛省・自衛隊では、2013（平成25）年9月7日、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に東京が決定したことを受け、同月10日、同大会への取組を強化することを目的に、防衛大臣を長とする「防衛省・自衛隊2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別行動委員会」（特別行動委員会）を設置し、全省をあげて積極的に同大会の成功に向けて動き出している。

1964（昭和39）年に初めて東京で開催された東京オリンピック・パラリンピック大会の際には、ブルーインパルスによる飛行展示をはじめとする様々な支援を実施したが、2020年東京大会においても、射撃競技会場の提供（陸自朝霞訓練場）や、警備など安全対策にしっかりと取り組んでいくこととしている。

また、防衛省・自衛隊では、自衛隊体育学校から多数の自衛官メダリストを輩出しており、現在、レスリング、ボクシング、柔道、射撃、アーチェリー、ウェイトリフティング、陸上、水泳、近代五種の9競技について特別体育課程を設け、自衛官メダリストの経験も活かし、国際級の舞台で活躍できる競技者としての自衛官の育成にも力を入れている。さらに、女子ラグビー、カヌーといった競技についても、精力的に選手の育成と支援に努めていくこととしている。



特別行動委員会において意見交換する
自衛官メダリストと小野寺防衛大臣（左端）

VOICE

災害派遣へのお礼の贈呈式



大船渡市立第一中学校 生徒会長 第3学年 ^{よしの} ^{けい} 吉野 圭

私たちは、修学旅行のテーマを『震災復興支援への感謝と私たちの未来を伝えよう』と設定し、13（平成25）年9月5日に防衛省を訪問させていただきました。

震災後すぐに大船渡に来て下さった自衛隊の皆様を忘れません。救助に始まり瓦礫の片付けや炊き出しなどのご支援は、「安心感と安全と希望」を下さいました。

岩崎統合幕僚長をはじめとされる皆様の前で、大船渡の復興の現状の様子をお伝えできたことや願いをこめて製作した大漁旗をお渡しできたことに感謝申し上げます。

私たちは、知恵と力を出し合い1日も早い復興をしていこうと考えています。



願いが込められた大漁旗（大船渡市立第一中学校生徒と統幕長（左端））



植樹された「夢待桜」を囲んで
（東京都立大島高等学校生徒と若宮防衛大臣政務官（中央））

東京都立大島高等学校 生徒会長 第2学年 ^{たけだ} ^{ゆみ} 武田 結海

私たちは、13（平成25）年10月に起きた台風第26号による伊豆大島土砂災害の際にお世話になった自衛隊、防衛省の方々に感謝の気持ちを伝えたいと思い、14（同26）年2月22日防衛省に訪問させていただき、島内全ての学校からお礼の色紙と、「夢待桜」という大島で開発された桜の苗木を寄贈させていただきました。

自衛隊、防衛省の方々は、私たちに声をかけ、緊張をほぐしてくださり、優しさを感じました。また、贈呈式や植樹に出席して下さった方々は、大島の支援に関わって下さった方々だと聞き、とても感激しました。直接、感謝の気持ちを伝えることができよかったです。

最後に、大島の災害派遣や、今回の防衛省訪問に関わって下さったたくさんの方々に、この場をお借りして、感謝の気持ちを伝えたいと思います。本当にありがとうございました。